締約国に関する情報 ＨＮ	ホンジュラス	附属書　Ｂ１ ＨＮ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Directorate General of Intellectual Property (Honduras) （知的財産総局（ホンジュラス)）
所在地	Centro Cívico Gubernamental Boulevard Juan Pablo, Tegucigalpa, Honduras
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(504) 235 52 79, 235 52 97 patentes@ip.gob.hn yilda.madrid@ip.gob.hn http://www.ip.gob.hn (504) 239 72 90
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4)	ファクシミリ装置又は電子メールによる提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付された書類が，国際出願又は国際出願の補充若しくは訂正を含む差替え用紙である場合には，送付の日から１か月以内に提出 他の書類の場合には，請求がない限り提出義務はない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1)	受理する
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2))	用意なし
ホンジュラスの国民及び居住者のための管轄受理官庁	知的財産総局（ホンジュラス）又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
ホンジュラスが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁[2]	知的財産総局（ホンジュラス）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	特許，実用新案

［次頁に続く］

１　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

２　対応する国内段階を参照されたい。

ＨＮ	ホンジュラス（続き）	ＨＮ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するホンジュラスの規定（ＰＣＴ第15条）	1999年12月18日の産業財産法の政令No. 12-99E, 及び2006年3月15日の自由貿易協定法の施行令No. 16-2006	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
ホンジュラスが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
ホンジュラスが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。ＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知の受領日から２か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	